

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月12日
【会社名】	ミネベア株式会社
【英訳名】	MINEBEA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久
【本店の所在の場所】	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	0267(32)2200 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務本部 経理部 軽井沢工場経理部次長 常葉 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目9番6号
【電話番号】	03(6758)6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務本部 経理部長 米田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年12月21日、当社を株式交換完全親会社とし、ミツミ電機株式会社（以下、「ミツミ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、平成28年3月31日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

今般、当社とミツミの間において、本株式交換の効力発生日を平成29年1月27日に変更することに双方合意したため、平成28年10月12日付で株式交換契約に関する覚書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書（上記の訂正報告書によって訂正されたものをいいます。）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

（3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容

・スケジュール

本基本合意書の締結（両社）	2015年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	2016年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	2016年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日（ミツミ）	2016年9月（予定）
臨時株主総会に係る基準日（ミツミ）	2016年9月（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	2016年12月27日（予定）
最終売買日（ミツミ）	2017年3月13日（予定）
上場廃止日（ミツミ）	2017年3月14日（予定）
本株式交換の効力発生日	2017年3月17日（予定）

（中略）

本株式交換契約の内容

当社とミツミが締結した株式交換契約の内容は、別紙のとおりであります。

（訂正後）

（3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容

・スケジュール

本基本合意書の締結（両社）	2015年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	2016年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	2016年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日（ミツミ）	2016年9月12日
臨時株主総会に係る基準日（ミツミ）	2016年9月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の修正覚書締結の取締役会決議（両社）	2016年10月12日
本経営統合契約及び本株式交換契約の修正覚書の締結（両社）	2016年10月12日
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	2016年12月27日（予定）
最終売買日（ミツミ）	2017年1月23日（予定）
上場廃止日（ミツミ）	2017年1月24日（予定）
本株式交換の効力発生日	2017年1月27日（予定）

（中略）

本株式交換契約の内容

当社と三菱が締結した株式交換契約の内容及び平成28年10月12日に締結した株式交換契約に関する覚書は、別紙のとおりであります。

(別紙訂正前)

株式交換契約書

(省略)

別紙1 ミツミ電機株式会社 2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

(省略)

別紙2 ミネベア ミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

(省略)

(別紙訂正後)

株式交換契約書

(省略)

別紙1 ミツミ電機株式会社 2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

(省略)

別紙2 ミネベア ミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

(省略)

株式交換契約に関する覚書

ミネベア株式会社(以下、「甲」という。)及びミツミ電機株式会社(以下、「乙」という。)は、甲及び乙の間で締結した平成28年3月30日付株式交換契約(以下、「原契約」という。)について、以下のとおり覚書(以下、「本覚書」という。)を締結する。なお、本覚書における用語の定義は、本覚書に定めのある場合を除き、原契約の定めに従うものとする。

第1条(本効力発生日の変更)

甲及び乙は、原契約第5条但書の規定に基づき、本効力発生日を平成29年1月27日に変更することに合意する。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第2条(原契約別紙2の変更)

甲及び乙は、原契約別紙2の1.(6)(口)を、本覚書別紙のとおりに変更することに合意する。

第3条(規定外事項)

本覚書に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月12日

甲 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106-73
ミネベア株式会社
代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久

乙 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2
ミツミ電機株式会社
代表取締役社長 森部 茂

別紙

原契約別紙2の1.(6)(ロ)を、下記のとおり変更する。

「(ロ)2020年8月3日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、

2016年12月31日に終了する四半期に関しては、当該四半期の最後の取引日(承継前新株予約権付社債の要項に定義する。以下、本 において同じ。)に終了する20連続取引日において、ミツミ電機株式会社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある承継前新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

2017年1月1日以降(同日を含む。)を開始する四半期に関しては、ある四半期の最後の取引日(疑義を避けるために明記すると、本新株予約権付社債の要項に定義するものをいう。以下、本 において同じ。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある本新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)

上記の場合に限って、翌四半期の初日(但し、2017年1月1日に開始する四半期に関しては、2017年1月27日(又はミネベア株式会社及びミツミ電機株式会社が別途合意する日))から末日(但し、2020年7月1日に開始する四半期に関しては、2020年8月2日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下 、 及び の期間は適用されない。

(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下、別紙2において、「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB - 以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、下記2.(4)(ロ)乃至(ハ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う義務が生じた日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。」